

令和 7 年度 事業計画

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

令和7年度 事業計画

I 基本方針

わが国では、近年、少子高齢化や単身世帯の増加といった社会・生活の構造的変化により、地域における人と人のつながりは希薄化し、生きづらさや孤独・孤立を感じる人が増えている。また、国内外の社会情勢等を背景とした物価高騰の影響も重なり、生活に困窮する人が増加するなど、地域福祉をめぐる課題はますます複雑・多様化、深刻化している。

こうした課題の解決に向け、本会は、「つながり・支え合うことができる福祉コミュニティづくり」を基本理念とする「第3期 大阪市地域福祉活動推進計画」（令和6～8年度）を策定し、各区社会福祉協議会と一致協力して、住民同士が互いを気にかけて、支え合う「地域づくり」や、包括的な「相談支援」の体制充実、地域づくり・相談支援双方からの「参加支援」の取組みを進め、多様な活動主体に連携・協働を呼びかけてきている。計画の中間年にあたる令和7年度においては、とりわけ、「参加支援」の取組み推進に重点を置き、住民一人ひとりの社会参加に向けた支援が広がるよう、具体的な支援事例や実践上のポイントを整理・分析、発信するとともに、各区社会福祉協議会をはじめ、行政や関係機関等と、社会参加に向けた支援の考え方や手法等を共有する場を設けていく。

また、コロナ禍における生活福祉資金特例貸付の償還免除者や償還が困難あるいは未応答状態の借受人等を対象として、各区社会福祉協議会を通じて状況を確認し、必要な支援や手続きにつなげることができるよう、フォローアップ支援事業を拡充していく。

あわせて、能登半島地震の被災地支援に関わった経験等を活かし本会の災害対応力をさらに向上させるとともに、福祉に関わる情報発信及び専門的人材の養成、ボランティア・市民活動の推進、成年後見制度等の権利擁護、地域こども支援ネットワーク事業など、本会が全市的に担っている取組みについても、より効果的に実施できるよう充実していく。

本会は、地域福祉推進の中核的な役割を担う団体として、地域住民、行政、社会福祉施設、関係団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業などと密に連携・協働し、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の推進、地域共生社会の実現に向けた取組みをより一層推進する。

Ⅱ 令和7年度事業

1 組織基盤の強化

本会が地域住民・関係団体等から一層必要とされる存在となるべく、安定した事業運営ができるよう組織基盤の強化につながる取組みについて検討する場を設けるとともに、人材の確保、財政基盤や広報・情報発信の強化等に引き続き取り組む。

(1) 人材の確保・育成・定着

人材の確保に向け、大学2～3回生を主な対象とした職場体験や転職を希望する求職者を中心とした就職説明会及び個別相談会等の取組みを実施する。

また、専門職としてのスキルを向上させ、地域福祉の推進に資する人材を育成する職種別研修を実施するとともに、次代を担う職員の育成と若年層の定着を図るため、若手職員を対象とした学習会等を開催する。

(2) 適切な財政運営

本会の収入の大半を占める交付金・委託金は、経営上の重要な財政基盤であることから、関連事業を効果的・効率的に実施し、予算管理を徹底し、適切に執行する。あわせて、顧問税理士法人による会計支援や会計監査人による監査のもと、社会福祉法人会計基準に則った適正な会計処理を実施する。

また、市民や団体からの寄附についても、新たに遺贈寄附への対応につなげる金融機関との連携など、寄附收受手法を充実する。

(3) 組織の透明性と信頼性の確保

本会は公共性が極めて高い団体として、市民等の信頼に応える必要があることから、全職員を対象に、法令遵守はもとより、説明責任を果たせるよう、コンプライアンス意識の醸成・定着を図る研修を実施するとともに、個人情報保護に関して職員の適切な取扱いを徹底させる研修を実施する。

(4) 広報・情報発信の強化

より多くの市民・団体等にとって身近な存在となることをめざし、本会が発行する広報誌「大阪の社会福祉」を全面カラーの誌面へと刷新するとともに、紙の広報媒体とホームページや「ふくしる大阪」等の即時性の高いウェブ媒体を、使用目的に合わせ効果的に活用して本会及び区社会福祉協議会（以下、「区社協」という。）の活動をPRする。

また、各事業におけるSNS等を活用した情報発信を強化するため、運用の基盤と

なるSNS等の利用に関する本会の方針を定める。

さらに、地域福祉推進に向けた連携・協働を促進するため、地域福祉の推進に尽力された方々や団体の功績を称える式典と、地域福祉活動を広げる啓発催事を行う大阪市社会福祉大会を開催する。

(5) 区社協の法人運営機能強化に向けた支援

区社協における総務・経理等の法人運営に携わる職員の資質向上及び区社協間の法人運営機能の平準化を図るため、法人運営事務に係る研修の実施や法改正にあたって対応が必要となる事項の情報提供及び実務支援等に取り組むほか、必要に応じて実地で指導する。

2 第3期 大阪市地域福祉活動推進計画の推進

「第3期 大阪市地域福祉活動推進計画」（令和6～8年度）では、つながりをつくる「地域づくり」、暮らしを支える「相談支援」という2つの基本目標を掲げ、地域づくり・相談支援が重なる部分として「参加支援」を位置づけ、取組みを推進している。

3か年計画の2年目（中間年）にあたる令和7年度においては、「参加支援」の推進を重点課題として取りあげ、本会及び各区社協ともに実行計画、数値による共通評価指標の達成に向け、取組みを着実に実施する。区社協の取組みをより効果的な推進へとつなげるため、1年目の推進状況を全体にフィードバックするとともに、数区の具体的な取組みや推進上のポイントについて共有する。

また、計画の推進について幅広い連携・協力が得られるよう、さまざまな場面で住民・関係者に向けて計画概要などを発信する。

さらに、本会及び各区社協の取組みの進捗状況・課題について適宜把握し、大阪市地域福祉活動推進委員会での評価も受けながら、本計画を適切に推進する。

3 地域福祉の推進と包括的支援体制の充実に向けた区社協への支援強化

大阪市における包括的支援体制の構築・推進状況をふまえ、各区社協が地域福祉の推進に向けて効果的に役割を果たせるよう、大阪市をはじめ関係機関・団体等と連携・協議しながら、「地域づくり」「相談支援」「参加支援」の各領域を意識し、各区社協への支援を強化する。

(1) 地域づくりの推進

地域における福祉課題・福祉活動に関する話し合いの場が充実するよう、実践事例やポイントをまとめた冊子を作成・共有する。

各区社協が、地域住民を取り巻く現状・課題をふまえて、地域福祉活動支援に向けた取組みを計画的に推進することができるよう、支援事例作成や評価の仕組みの有効活用等を行う。

また、住民の参画と多様な主体の協働による居場所づくりや生活支援・介護予防に向けた取組み、地域における見守り活動を効果的に推進できるよう、区社協職員研修・情報交換会等を開催する。

(2) 包括的な相談支援体制の充実

見守り相談室を中心として、支援を必要とする住民へのアウトリーチを強化するとともに、区社協の各相談機能を通じて、生活課題の予防・解決とともに、地域における社会的な関係の構築、社会参加を促進する取組みを強化するため、事業横断的な連絡会等を実施する。

また、多機関協働による総合相談支援体制の充実に向けて、大阪市と連携を図り、各区における連携・支援状況を把握し、課題や今後必要な取組みについて整理・共有する。

(3) 参加支援の推進

住民一人ひとりの社会参加に向けた支援の強化につながるよう、「相談支援からの参加支援」をテーマに前年度に作成した冊子を活用し、各区社協をはじめ、行政・関係機関等に向けて、社会参加に向けた支援の考え方や手法、参加の場や地域関係者との調整に係るポイント等を共有する。

また、「場づくり・地域づくりを通じた参加支援」についても推進することができるよう、具体的な事例や実践上のポイントを収集・整理・分析し、研究者にも協力を得ながら、新たな冊子を作成・発信する。

4 多様な主体・資源がつながる地域福祉活動の推進

(1) 地域におけるつながりづくりの推進・情報発信

市全体での地域福祉活動推進の機運を高めるため、地域福祉活動の取組み状況に係る実態調査を実施し、その結果を発信する。また、地域福祉活動者による実践を

共有・発信するため、「地域福祉シンポジウム」を開催する。

各区で展開されている地域福祉活動等に関する情報を、広報誌「大阪の社会福祉」やホームページ「ふくしる大阪」等の多様な媒体を活用して、より効果的かつタイムリーに情報発信する。

（２）多様なボランティア・市民活動の推進・情報発信

大阪市ボランティア・市民活動センターにおいて、学生や若者等の新たな活動参加や、企業等の社会貢献活動を促進するため、情報誌「COMVO」やホームページ、新たなＩＣＴツールなどを活用して、多様なボランティア活動や市民活動、社会貢献活動の情報を掲載・発信する。

また、大阪市内で活動する団体の活動継続・充実に向けた、各区ボランティア・市民活動センターの機能強化を図るため、市域及び区域における活動団体の状況や課題について検討・情報交換する場を設け、研修を通じて推進手法を共有する。

（３）福祉教育の充実

区・地域の特性に応じた福祉教育を効果的に推進するため、全国社会福祉協議会主催の全国福祉教育推進員研修を活用するなど、各区社協において福祉教育を推進する人材を養成する。

さらに、各区社協において、多様な協働による福祉教育実践を強化するため、全国福祉教育推進員研修を受講した職員によるワーキングを設置・開催し、啓発媒体を更新するとともに、実践上の課題をふまえた推進策を整理・共有し、区における連携体制の構築・充実や、福祉教育プログラムの質の向上に取り組む。

また、社会福祉法人・施設の公益的な取組みとして、大阪市社会事業施設協議会及び区社会福祉施設連絡会と連携し、協働による福祉教育を推進する。

（４）地域こども支援ネットワーク事業の推進

こども食堂・学習支援などのこどもの居場所活動が、さまざまな環境下で暮らすこどもたちにとって、つながりや安心感が育まれる場となるよう、新規の活動の立上げ及び活動継続支援とともに、企業等との連携及び関係構築をより一層強化する。

また、こどもの居場所活動の推進及び連携・協働に向けて、地域こども支援団体連絡会や研修会等を開催するとともに、こどもの居場所活動に関するさまざまな情報を、ホームページ等を用いて積極的に発信する。

さらに、各区のこどもの居場所に関するネットワーク機能の強化に向け、各区の

ネットワークに関わる区社協、行政、学校関係者、子育て支援関係者等による情報交換会を実施するとともに、各区における効果的な取組み及び情報発信を推進する。

(5) 認知症への理解を深める取組みの普及・啓発

認知症になってからも、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」の理解や普及の促進のため、認知症の人が参画し、その声を聴くことができるキャラバン・メイト養成研修の実施や、キャラバン・メイトの活動をフォローアップ支援するための情報交換会、認知症サポーター養成講座の開催に係る支援に取り組む。

また、地域全体で認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族が社会参加の機会を持ち、生きがいや希望をもって暮らし続けることができる地域づくりをめざして、オレンジサポーターの育成を目的としたステップアップ研修の実施やちーむオレンジサポーターの立上げ及び後方支援、オレンジパートナーの登録勸奨に係る支援、認知症地域支援コーディネーターや認知症カフェ運営に係る後方支援等に取り組む。

(6) 大阪市ボランティア活動振興基金や助成金、寄附金を活用した民間活動への支援

ア 大阪市ボランティア活動振興基金助成の実施

大阪市内における地域のさまざまな福祉課題の解決や、地域福祉の向上・推進に寄与する福祉ボランティア活動の充実を目的とし、とりわけ学生・若者が取り組むボランティア活動の活性化をめざして、新たな事業枠組みのもと、大阪市ボランティア活動振興基金を活用した助成金交付事業を実施する。

イ 善意銀行の運営

福祉を支える寄附文化の醸成につながるよう、善意銀行の仕組みや活用実績についてホームページ・広報誌などで積極的に発信し、善意の預託を募る。市民・団体・企業からの善意の預託（金品・物品）は、預託者の意向に沿って社会福祉施設・団体、関係機関などへ払い出す。

地域における生活のしづらさを抱える人を支える活動を推進するため、新たな団体・活動の立上げ期の支援に重きを置いた、テーマ型の助成事業を実施する。

ウ 共同募金を活用した居場所づくりへの助成

共同募金を活用し、地域住民やボランティア団体、NPO等が主体となり、こ

どもたちを主たる対象とした居場所・交流の場の立上げ・実施に向けた助成事業を実施する。

(7) 介護予防ポイント事業の実施

より身近なところで活動に参加できるよう登録施設の対象施設を幼稚園、障がい児者施設に拡充し、区社協とも連携しながら高齢者の介護予防、生きがいをづくりにつなげる。

実活動者の増加に向け、活動登録者のアンケートでニーズの高かったSNSでの情報発信、活動体験会などの取組みを強化する。

5 地域福祉を支える人材育成の強化

大阪市ボランティア・市民活動センターと大阪市社会福祉研修・情報センターを中心に地域福祉活動の担い手の養成と福祉専門職の確保・育成・定着を推進するとともに、すべての住民が福祉への理解を含め、ボランティア活動や福祉の仕事に関心を持つことができるよう、広報誌等を通じて啓発や情報発信を行う。

(1) 福祉に関心を持つ人を広げるための啓発・情報発信の推進

多様な形で福祉に関わる人・団体の輪を広げるため、情報誌「ウェルおおさか」をはじめとするさまざまな媒体を活用して、社会福祉法人・福祉施設等の福祉専門職や社会福祉に関心のある市民に向けて、魅力ある情報や地域福祉活動に関わるさまざまな取組みを情報発信する。

また、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、図書・資料閲覧室の運営及び社会福祉に関する歴史アーカイブを活用した企画展示などを通じて福祉情報を発信する。

さらに、幅広く福祉や介護について啓発するイベントとして「ウェルおおさかはーとフェア」を開催する。

(2) 地域福祉活動等への参加促進及び担い手の育成

大阪市ボランティア・市民活動センターにおいて、市民・関係者の地域福祉やボランティア・市民活動への関心を広げ、活動者を増やしていくため区社協をはじめとする関係団体が実施するボランティア養成講座や出前講座の機会を利用して、活動のやりがいや留意点等をわかりやすく伝える。

とりわけ、若い世代の参加を促進していくため、学生・若者を中心とした活動団

体や大学等と連携を図り、ボランティア・市民活動に取り組む学生や若者等が、自分たちの活動内容や楽しさ、活動への思いや課題などを同世代に発信・共有する機会を設ける。

大阪市社会福祉研修・情報センターにおいては、今後の担い手育成に向けた地域福祉活動者の育成講座や、住民主体による地域福祉活動の推進を目的とした地域福祉活動者向け講座を実施するとともに、社会福祉施設の地域福祉活動を推進するための講座を実施する。

(3) 福祉専門職の確保・育成・定着

学生等に福祉の仕事への関心を高め、人材確保につなげるため、本会と社会福祉施設とのネットワークを活かし、さまざまな分野における施設の職員が福祉の仕事のやりがい・魅力を生の声で伝える「福祉のおしごと魅力発見ミーティング」を開催する。

また、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、社会福祉を支える人材養成のための多様な研修や実習を実施する。

さらに、福祉・介護分野での人材不足が深刻な状況をふまえ、福祉・介護とのつながりが希薄な層を対象に、担い手の拡充に向けた啓発や、外国人介護人材をはじめとする福祉・介護人材の確保に取り組む福祉施設・事業所を支援する研修を実施するほか、人材確保と育成・定着を支援するため、大阪市福祉人材養成連絡協議会において「福祉・介護職員のキャリアデザインノート」の普及や介護職場における業務改善の取組み支援など効果的な方策を引き続き検討し、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて以下について取り組む。

- ア 社会福祉施設職員を対象とした福祉従事者研修や認知症介護研修、介護職員研修の実施
- イ 社会福祉施設、事業者への人材の確保・育成・定着支援に向けた研修の実施及び人材育成などに関する相談対応と情報提供
- ウ 研究誌「大阪市社会福祉研究」の発行など社会福祉に関する調査研究の実施
- エ アシスタントワーカーの導入支援とともに、介護施設等の業務改善の推進に向けた研修の実施
- オ 福祉職員のためのメンタルヘルス相談及び出張研修の実施

6 暮らしの相談支援の充実

(1) 生活福祉資金貸付事務事業

経済・生活面で課題を抱える世帯に対する自立支援策の一環として、通常の生活福祉資金貸付（本則貸付）を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症特例貸付のフォローアップ支援事業を拡充し、特例貸付を受けた後の各種手続きへの未応答者、償還免除者、償還免除には至らないものの償還が困難な借受人等に対し、各区社協が中心となり、状況を確認し、必要な支援や手続きを案内する取組みを推進する。

また、各区社協が窓口としての機能を円滑に果たすことができるよう、大阪府社会福祉協議会等と適宜連携・調整を図り、各区における事業実施に関する全体調整機能を担う。

(2) 地域包括支援センター連絡調整事業

市内66カ所の地域包括支援センター（認知症強化型地域包括支援センター、総合相談窓口（ランチ）含む）の機能強化や運営の平準化を図るため、事業運営に必要な情報の提供・共有及び現場での課題や取組みの意見交換を行う地域包括支援センター管理者会を毎月開催する。

また、災害時における高齢者等の要援護者に対する支援を適切かつ円滑に実施するため、前年度に福祉局が策定した「地域包括支援センター災害時対応ガイドライン」をもとに、平時からの環境整備及び災害時対応として取り組むべき内容等について共有し、体制強化に取り組む。

さらに、複合化・複雑化するさまざまな生活課題・福祉課題への相談支援体制の強化のため、ケアラー支援や意思決定支援を含む経験年数別の地域包括支援センター職員研修（基礎・発展・管理者・ランチ）を実施する。

そのほか、地域包括ケアの推進に向けた地域支援事業との連携、管理者世話人と協働したワーキング（研修企画やマニュアル作成・改訂等）を実施する。あわせて、家族介護の会連絡会の事務局運営、家族介護者研修会を開催する。

(3) おおさか介護サービス相談センター

介護保険サービスの質の向上に資するため、介護保険サービス利用者やその家族、サービス提供事業者からの相談・苦情に対し、中立的な立場から、電話や来所などによる一般相談を行うとともに、福祉・保健・医療・法律分野の専門相談を通じて、

話し合いによる迅速な問題の解決を図る。

また、利用者への継続的かつ円滑な介護サービスの提供に寄与するため、介護現場におけるハラスメントに関する専門相談にも取り組む。

さらに、地域における円滑な高齢者支援の推進に向け、地域福祉活動に関わる市民向けの介護相談研修を開催する。

7 暮らしの安心を支える権利擁護の推進

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）」と「成年後見支援センター事業」の連携を一層強化し、権利擁護に関する取組みを一体的に推進する。

あわせて、権利擁護の仕組みや事業内容などについて、地域住民や関係団体等に対する広報・啓発を積極的に行うとともに、区レベルの権利擁護支援のネットワークづくりに取り組む。

（1）あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）の推進

判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を営むことができるよう、意思決定支援の理念を基本に、利用希望者の契約締結に係る手続きを迅速にすすめ、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理サービスを実施する。

利用者の安定的な支援を充実させるため、関係する制度や事業、機関へとつないでいくことができるよう、職員のスキルアップを図る研修会や連絡会を実施する。

また、不祥事の発生防止に向けた取組みの周知徹底を図るために、実地調査を実施し業務実態を把握し、必要な指導を行う。

（2）成年後見支援センター事業の推進

権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として、成年後見制度のさらなる利用促進のため、広報や相談機能の充実を図り、制度を必要としている人を適切な利用につなげる。

また、権利擁護の担い手であり、地域福祉の担い手でもある市民後見人の活動を広げていくため、養成・活動支援に向けた取組みを一層推進する。

さらに、区レベルの権利擁護支援のネットワークづくりに向けて、相談支援機関の協議体等の実態を把握するとともに、成年後見支援センターにおいて以下につい

て取り組む。

- ア 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会の運営
- イ 成年後見制度の広報・啓発及び相談
- ウ 市民後見人の養成・活動支援
- エ 相談支援機関の後方支援として専門職派遣や研修の実施
- オ 権利擁護支援チームに対するアウトリーチ型の支援の強化
- カ あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）から成年後見制度への移行支援
- キ 親族後見人支援
- ク 成年後見制度の利用促進全般に関する関係機関との連携
- ケ 法人後見に関する制度説明会の実施

8 災害に備えた平時からの取組み及び被災地支援

大規模災害発生時に、社会福祉協議会としてその使命を果たし、災害ボランティアセンターの運営をはじめ、市民の生活復旧に向けた支援を迅速かつ的確に行えるよう、前年度、能登半島地震の被災地支援に携わった職員の経験を活かし、平時から職員の災害対応力の向上、本会の災害対策用スペースや備蓄物資等の環境整備及び関係団体との連携強化など、災害への備えを効果的に進める。

また、能登半島地震・豪雨災害を含め、各地で起きた大規模災害に対し、現地のニーズに応じて支援に努める。

（１）平時からの環境整備

災害発生時に速やかな初動対応につなげるため、前年度、本会事務局内に整備した災害対策用スペース（災害対策本部活動の拠点）について災害時に有効に活用できるようプランニングするとともに、備蓄物資の更新・管理を適切に行う。

また、災害発生時における職員の安否確認に専用システムを活用できるようにするとともに、被災状況の把握や災害支援活動の連絡等に有効なＩＣＴツールの導入を検討する。

（２）災害時における対応力向上

災害発生時に、迅速な災害支援活動や社協機能の継続を行えるよう、事業継続計画（以下、「ＢＣＰ」という。）の内容について周知徹底するとともに、災害対策用

スペースを活用し、BCPに基づく訓練を実施する。

また、本会職員の災害支援に係る資質向上を目的に、大阪市災害ボランティアセンターの運営における初任者向けの研修やリーダー層を対象としたマネジメント研修を実施する。

さらに、大阪市域における災害時の円滑な対応に向けて、災害ボランティアセンターにおける市と区の役割を整理したうえで、災害ボランティアセンターのマニュアルを改訂し、本会及び各区社協間の認識を共有するとともに、災害ボランティアセンター開設・運営の詳細について行政と調整する。

(3) 関係団体との連携強化

災害発生時の支援を迅速かつ効果的に行うため、災害時におけるボランティア活動支援に関する協定を締結しているライオンズクラブや、災害時における施設利用に関する協定を締結している北御堂等関係団体と、本会及び区社協との連携・協力体制を強化する。とりわけライオンズクラブとは全区において協定を締結し、区社協に平時からの連携を促す。

また、災害支援に関する団体・機関等との連携強化のため、おおさか災害支援ネットワーク（OSN）の事務局を他団体と共同で担い、定例会などを開催する。

9 介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施

令和7年度から9年度の公募において受託が決定した5区において適切・円滑に調査実施ができるよう進捗管理していく。

また、より質の高い調査実施を目指し、判断基準の統一化、適切な特記事項の作成、障がい等の理解を深める研修等に取り組む。

10 福祉関係機関・団体との連携と協働

(1) 大阪市社会事業施設協議会、区社会福祉施設連絡会の活動支援と連携強化

大阪市社会事業施設協議会（児童・保育・高齢・生活保護・地域・障がいの6つの種別団体により構成）の事務局として、市内の社会福祉施設による公益的な取り組みの推進に向けた活動、福祉の仕事を志す人を広げる・つなげるための取り組みなどを支援する。

各区社協が事務局を担う区社会福祉施設連絡会のネットワークを活用し、区社協

と社会福祉施設が連携・協働した共同取組みを支援する。

(2) 大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会への支援・協働

市域の社会福祉施設職員の人権意識を高め、施設運営を通じて人権活動の積極的な推進を図ることを目的に設置されている大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会との共催により、施設職員を対象とした人権研修を実施する。

(3) 大阪市民生委員児童委員協議会との連携

生活困窮、ひきこもりや虐待への対応、ケアラー支援など住民の生活課題が多様化、複雑化する中、地域の身近な相談相手として活動する民生委員・児童委員の役割はますます重要であることから、区域において民生委員・児童委員との連携・協働が円滑に進むよう、大阪市民生委員児童委員協議会との連携を深め、地域福祉の推進に向けた協働を進める。

(4) 大阪府共同募金会との連携

赤い羽根共同募金の助成金をもとに、地域での居場所づくりをはじめとしたさまざまな地域福祉活動を一層推進する。

また、地域福祉推進の大きな財源につながる街頭募金活動に、本会職員も積極的に参画するとともに、地域の支え合い運動の一環として地域で活用されていることを広報誌やホームページに掲載することで、大阪府共同募金会の活動に協力する。

さらに、大規模災害発生時には、義援金活動を実施し、共同募金会を通じた被災地支援に取り組む。